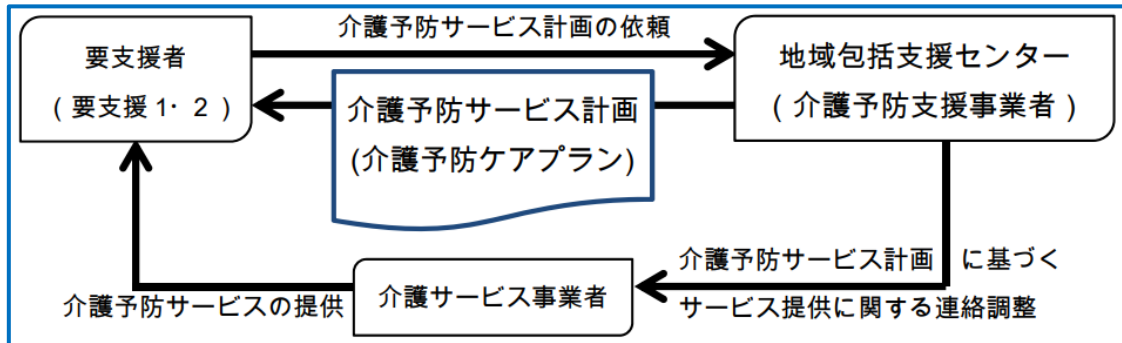


指定介護予防支援事業について

1 指定介護予防支援事業について

- ・要支援1・2の方（第1号介護予防支援は総合事業対象者）が利用する介護予防サービス等の種類や内容を定めた介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成している。
- ・現在は指定介護予防支援事業者として「地域包括支援センター」が担当している。
- ・地域包括支援センターは市の委託料の他、指定介護予防支援等による収入で運営している。



2 多摩市の実施状況について

多摩市では各地域包括支援センターが実施しており、令和5年度の実績については以下の通り。

（令和5年4月～令和6年1月実績）

	指定介護予防支援		介護予防ケアマネジメント		E 令和5年度 包括職員基準	F 1人ひと月当たり ケアプラン数推計
	A プラン作成数	B 委託数	C プラン作成数	D 委託数		
西部	805	327	789	139	5	32.81
東部	1,449	246	1,055	105	6	42.32
多摩C	1,301	312	580	128	6	32.08
中部	1,182	333	1,053	156	7	32.63
北部	1,323	463	755	240	6	35.81

3 指定介護予防支援専門職員（プランナー）について

- ・多摩市では、委託内の地域包括支援センター職員の他に「プランナー」を配置しており、1人ひと月当たりのケアプラン数によって基準を定めている。
- ・プランナーがケアプランを一部担当することで、包括職員の負担軽減を図っている。

（プランナー配置基準）

一月の作成プラン数が、一人当たり20件を超えたら0.5人（非常勤）のプランナーを雇用、以降10件ごとに0.5人を雇用

20～29 : 0.5名
30～39 : 1.0名
40～49 : 1.5名 …

	F 1人ひと月当たり プラン数推計	プランナー 配置基準	令和6年3月現在 プランナー配置数
西部	32.81	1人	0人
東部	42.32	1.5人	0.8人
多摩C	32.08	1人	0人
中部	32.63	1人	0.8人
北部	35.81	1人	2人

4 現在の課題

① プランナーの配置基準が明確でない

平成25年11月多摩市地域包括支援センター運営協議会にて、プランナー配置基準を報告しているが、現在の仕様書にプランナーに関する記載がないため、実務的には各法人の判断で設置している。そのため各包括によってケアプラン作成の負担感にバラつきがあり、統一した基準とする必要がある。

② 補助金交付基準と現在の運用の乖離

厚労省の通知で「当該年度の地域包括支援センターの総支出（指定介護予防支援事業所や第1号介護予防支援事業所としての支出を含む総ての支出）から、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる収入分を控除した金額を交付の基準とする」とある。（資料3-②参照）

多摩市の委託は上記①の状況により、ケアプラン作成の収入を考慮する明確なルールがないため、改正して補助金の趣旨に沿った仕組みとする必要がある。

③ 委託費の積算

地域包括支援センターを設置した当初から委託費の基本的な積算方法は変わっておらず

- ・人件費 600万円（一人当たり）
- ・事務費 240万円（令和2年度以前は200万円）
- ・その他施設管理費

で積算している。

昨今の物価高や採用経費等の高騰、経験年数による人件費の影響、①②の状況などを考慮して積算方法を見直す必要がある。

④ 介護保険法施行規則の改正について

令和6年4月以降、指定介護予防支援に関する介護保険法施行規則の改正が予定されている。（資料3-③参照）

- ・指定介護予防支援事業所の対象を「居宅介護支援事業所」にも拡大
- ・報酬単価の増額 438単位→442単位（居宅は472単位 ※新設）

包括の業務負担軽減を目的として改正されるため、改正に向けて準備するとともに、多摩市としてどのように取り組んでいくか方針を定める必要がある。

5 今後の方針

- ・①②③の課題について、4月以降他市の動向や過去の実績等を調査、整理し、地域包括支援センター代表者会議や管理者会議を通じて意見を聴取し、方針を定める。
- ・④について、4月以降国の通知や他市の動向を考慮し、介護保険課や居宅介護支援事業所と調整して方針を定める。

以上